

青森県報

号外第七十号

平成二十二年
九月十七日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則………(並行在来線
対策室) ……一

規 則

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則

青森県鉄道施設条例施行規則(平成十四年十一月青森県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「の各号」を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第二条第二項の規定による使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

二 使用希望場所

三 使用目的

四 使用希望期間

第四条第一項中「別表第一の一のイの(1)」を「別表第一一号のイの(1)」に改め、

同条第二項中「別表第一の一のイの(2)」を「別表第一一号のイの(2)」に改め、同条

第三項中「別表第一の一のイの(3)」を「別表第一一号のイの(3)」に改め、同条第四

項中「別表第一の一のイの(4)」を「別表第一一号のイの(4)」に改める。

第五条中「第四条第一項の」を「別表第一一号に定める」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例別表第一二号に定める使用料は、鉄道施設の使用の形態等を勘案して知事が定める方法により納入しなければならない。

第六条中「条例」の下に「第四条第三項又は」を加える。

第七条中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第二条第二項の規定による使用の許可を受けた者(知事が指定した者に限る。)は、当該施設の使用による旅客等の利便に係る実績等を書面により知事に報告しなければならない。

第七条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に鉄道施設の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

一 条例第二条第二項の規定による使用の許可に関すること。

二 条例第三条の規定による使用の制限等(条例第二条第一項の許可の取消しを除く。)に関すること。

三 第七条第二項の規定による報告の受理に関すること。

四 鉄道施設の保守管理に関すること。

五 その他鉄道施設の管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の駅の供用時間)

第九条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に鉄道施設の管理を行わせることとした場合の駅の供用時間は、第二条本文の規定にかかわらず、同条本文に定める供用時間を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた駅の供用時間を変更することができる。

別記様式の注を次のように改める。

注 1 青森県鉄道施設条例第 4 条第 3 項の規定による使用料の減免を受けようとする場合は、使用する行政財産の区分の欄の記載を要しない。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月四日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭